



フランスにおける進出形態について  
Choix d'une structure d'implantation en France

2013年10月

フランス国内への進出にあたり、外国の投資家はいくつかの形態からひとつを選択することが可能です。

以下の3つの企業形態の中から選択できます。

- ✓ 駐在員事務所（またはリエゾン・オフィス）
- ✓ 支店
- ✓ 現地法人

駐在員事務所の現状については、一般的に良く知られています。

駐在員事務所は親会社に付随する二次的な事業所（あるいは、親会社の現地法人の二次的な事業所）を指します。営業活動は行わず、フランスにおける恒久的な事業所としての定款を持ちません。

一般的に租税条約により、駐在員事務所の可能な活動が取り決められています。

日仏間で、租税条約に調印が交わされ、最終要綱はOECDのモデルに類似するものとなっています。

この条約では、恒久的な事務所概念と、駐在員事務所の可能な活動についてを定義しています。

駐在員事務所の活動は極めて制限されており、かつコントロールされています。

もし、親会社が現地での活動をさらに展開していくことを望むのであるならば、恒久的な事務所の設立を選ぶべきでしょう。

その場合には、2つの形態が設立可能です。

- 支店
- 現地法人

二つの形態のうち、どちらかを選ぶかは重要な点です。支店と現地法人の大きな違いは、支店は法律上の法人（権利義務の帰属者としての法人のこと）ではない、ということです。

支店は、企業の二次的な事務所に過ぎませんが、現地法人はたとえ100%本社の持ち株であっても、法人としての法人格を持ちます。現地法人は自己資産を有し、関連会社の資産とは通算されません。

経営戦略としては、支店設立は投資の形態としては制限された必要を満たすためだけの目的で利用されるものです。確かに第三者にとっては、支店に対するある程度の警戒心が付きまとうものです。ところが、最終的には、支店というのは第三者にとって非常に安心して信用の置ける形態なのです。支店は法的人格をもたないことから、親会社の責任が無制限で問われることになるからです。

しかしながら、現地法人の場合、親会社の責任は出資額までに限られます。（子会社名義の契約による借入金の保証人となっている場合は別ですが。）

もし親会社が望むならば、単一株主による現地法人を設立することも可能です。(EURL, SASU)

現地法人は、資本金を持つことが義務ですが、支店にはその義務がありません。いずれにしても支店が機能していくことができるようにするもので、そのために本社から支店に割当てられている額が十分で、安定していることが必要になります。これらは準資本と同等に扱うことができるものです。

親会社が株式の一部を別の会社（例えば、欧州ホールディングなど）または、ローカル・パートナー（ジョイント・ベンチャー）などに移転する可能性を残したいのであれば、現地法人を選択することが都合が良いといえるでしょう。

会計面においては、支店も現地法人も同等の権利と義務を有します。支店は外国語のままの会計記帳が可能ですが、税務当局は翻訳したものを要求することがあります。

**Caderas Martin SA**